

起 案 用 紙

作成課
市民局※人権課

令和 7年 4月 8日起案又は供覧	決裁者 課長	文書番号 市人第37号	
令和 7年 4月15日決裁又は供覧済み	作成年度 令和 7年度	保存期間 5 年	廃棄年度 令和13年度

文書分類
人権施策推進事業＞地区環境改善検討関係書類

件名
令和7年度ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付申請

特記事項

起案者 [REDACTED]	電話番号 671-2718		文書主任	公印承認 箇所数 (1 個)
-------------------	------------------	--	------	--------------------

回議ルート

[1] 人権課 [REDACTED] 起案済	[2] 人権課担当係長 阿部 恵冬 承認済	[3] 人権課 [REDACTED] 承認済	[4] 人権課担当係長 関口 温子 審査承認済	[5] 人権課長 佐々井 正泰 承認済
[6] 調整係 [REDACTED] 承認済	[7] 調整係長 阪柳 雅也 承認済	[8] 総務課長 佐藤 千香 承認済		

起 案 用 紙

本文

1 趣旨

地域の環境改善事業の推進については、住民が地域の課題やまちづくりについて認識を高めていく機運づくりが重要となっています。

本市では、環境改善の一環として平成10年4月にふれあい広場を開設し、同年5月から地元町内会を中心とした団体により、地域住民の交流、親睦の促進並びに広場開設の周知を目的としたフェスティバルが開催されてきました。

このフェスティバルは、開催することによって、住民の間の交流がより深まっていることから、その後毎年開催されています。

本市としても、地域の環境改善の取り組みへの機運づくりをより推進し、充実させるために、このフェスティバルの実施は有効な活動のひとつとして意義づけ、毎年度補助金を交付しています。

については、本年度も実施団体へ補助金を交付します。

2 交付申請者

横浜市金沢区 町内会館内

ふれあい広場フェスティバル実行委員会

委員長 原 正美

3 ふれあいフェスティバルの概要

(1) 目的

ふれあい広場において、フェスティバルを開催することにより、地域住民の交流及び親睦を図ります。

(2) 実施日

令和7年5月25日(日) 午後1時～3時

(雨天の場合、隣接の町内会館などに会場を変更して開催予定)

(3) 内容

餅つき大会、各種ゲーム大会、縁日コーナーなど

4 交付金額

¥50,000.-

5 支出科目

一般会計 03款01項02目 人権施策推進費

人権施策推進事業

18節18細節000028細々節 ふれあい広場フェスティバル事業補助金

6 支出方法

前金払

(1) 根拠

起 案 用 紙

本文

地方自治法施行令第163条第2号、横浜市会計規則第51条第1項

(2) 理由

当該事業に係る経費は、その主たる収入である本市補助金により賄われており、開催に向けての準備に要する経費がその大部分を占めているため。

7 補助金交付決定通知書

案のとおり

8 添付書類

(1) 支出負担行為書

(2) ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付要綱

(3) ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付申請書類

市 人 第 号
令和7年4月 日

ふれあい広場フェスティバル実行委員会
委員長 原 正美 様

横浜市長 山中 竹春

ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付決定通知書

令和7年4月3日に申請のありましたふれあい広場フェスティバル事業に対する補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 支払方法、交付金額及び交付時期
支払方法については前金払いとする。

¥50,000.－

交付時期
令和7年5月23日までに交付します。

2 交付条件

- (1) 事業の執行にあたっては、事前に本市との十分な連携・調整を図ってください。
- (2) この補助金は、ふれあい広場フェスティバル事業に使用し、他の事業に流用しないでください。
- (3) 虚偽又は不正な方法で補助金の交付をうけたときには、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (4) この補助金の使途について、必要があると認めたときは、調査を行うことがあります。
- (5) 事業終了後30日以内に事業完了報告書に事業報告書、事業収支決算書及びその他必要な書類を添付し、提出してください。
なお、精算の結果、剰余金が生じたときは、事業完了報告書を提出する際にその金額を返還してください。

(A4)

支出負担行為書

令和 7年度

支出負担行為番号

19446

登録日

令和 7年 4月 8日

支出負担行為額		¥50, 000		事業予算残額	¥16, 108, 652
市区別	99 本市			事業細々節残額	¥0
執行局区	2600000000 市民局				
執行所属	2600301000 市民局人権課				
予算所属	2600301000 市民局人権課				
会計	01 一般会計				
予算区分	1 現年				
事業番号	0005030 人権施策推進事業－〇〇31 同和対策事業費				
節内訳番号	0102501 補助金（運営費、事業費補助） ふれあい広場フェスティバル事業				
款	03 市民費				
項	01 市民行政費				
目	02 人権施策推進費				
事業	0239 人権施策推進事業				
	0003 同和対策事業費				
	0002 〇〇31 同和対策事業費				
節	01 同和対策事業費				
	18 負担金補助及び交付金				
細節	18 補助金（運営費、事業費補助）				
細々節	000028 ふれあい広場フェスティバル事業補助金				
摘要		令和7年度ふれあい広場フェスティバル事業補助金			
債権者					
住所	神奈川県横浜市金沢区[REDACTED]町内会館				
名称	ふれあい広場実行委員会 委員長 原 正美				
概要					

ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付申請書

令和 7 年 4 月 3 日

横浜市長

(申請者)

住所又は
所在地 横浜市金沢区 [REDACTED]
[REDACTED] 町内会館内

団体名 ふれあい広場フェスティバル実行委員会

代表者 委員長 原 正美

ふれあい広場フェスティバル事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日 横浜市規則第 139 号）及びふれあい広場フェスティバル事業補助金交付要綱を遵守します。

1 事業名
ふれあい広場フェスティバル事業

2 事業費総額
¥ 2 5 2, 6 0 0. -

3 交付申請額
¥ 5 0, 0 0 0. -

4 添付書類
(1) 交付対象事業計画書
(2) 交付対象事業収支予算書
(3) 今年度の事業計画書
(4) 今年度の事業収支予算書
(5) 前年度の事業報告書
(6) 前年度の事業収支決算書
(7) 役員名簿
(8) 会則

交付対象事業計画書

月日	事業名	内容	参加予定 人 員	場所
5月25日	ふれあい広場 フェスティバル	別紙計画書のとおり	400人	■■■■ふれあい広場 及び町内会館

ふれあい広場フェスティバル開催計画書

1 開催目的

ふれあい広場フェスティバルを開催することにより、地域住民の交流並びに親睦の促進を図る。

2 主 催

ふれあい広場フェスティバル実行委員会

3 日 時

令和7年5月25日（日） 午後1時～午後3時

4 会 場

■■■■ふれあい広場

（雨天の場合は、隣接する■■■■町内会館等に会場を移して開催）

5 実施内容

- ・餅つき大会
- ・フライドポテト（有料）
- ・ビンゴゲーム
- ・的当てコーナー
- ・くじコーナー（有料）
- ・綿菓子コーナー（有料）
- ・フランクフルト（有料）

6 周知方法

- ・チラシの回覧、案内板への掲示など
- ・各地域団体会合の場での PR
- ・その他関係機関への周知

交付対象事業収支予算書

1 収入

(単位:円)

項目	金額	説明
横浜市補助金	50,000	
売上金	109,600	くじ、綿菓子、フランクフルト等の売上金
寄付金	93,000	
計	252,600	

2 支出

(単位:円)

項目	金額	説明
出店関係経費	108,306	くじ、フランクフルト等材料購入
餅つき関係経費	39,548	もち米、小豆等購入
ビンゴ関係経費	31,294	ビンゴゲーム等の賞品購入
運営関係費	73,452	消耗品等
計	252,600	

今年度の事業計画書

月日	事業名	内容	参加予定 人 員	場所
5月25日	ふれあい広場 フェスティバル	別紙計画書のとおり (第2号様式に添付)	400人	■■■■ふれあい広場 及び町内会館

今年度の事業収支予算書

1 収入

(単位:円)

項目	金額	説明
横浜市補助金	50,000	
売上金	109,600	くじ、綿菓子、フランクフルト等の売上金
寄付金	93,000	
計	252,600	

2 支出

(単位:円)

項目	金額	説明
出店関係経費	108,306	くじ、フランクフルト等材料購入
餅つき関係経費	39,548	もち米、小豆等購入
ビンゴ関係経費	31,294	ビンゴゲーム等の賞品購入
運営関係費	73,452	消耗品等
計	252,600	

(A4)

前年度の事業報告書

月日	事業名	内容	参加人員	場所
5月26日	ふれあい広場 フェスティバル	ビンゴ大会 的あて くじ フライドポテト 綿菓子 フランクフルト 焼き菓子	400人	ふれあい広場及び 町内会館

前年度の事業収支決算書

1 収入

(単位:円)

項目	金額	説明
横浜市補助金	50,000	
売上金	109,600	くじ、綿菓子、フランクフルト等の売上金
寄付金	93,000	
計	252,600	

2 支出

(単位:円)

項目	金額	説明
出店関係経費	108,306	くじ、フランクフルト等材料購入
餅つき関係経費	39,548	もち米、小豆等購入
ビンゴ関係経費	31,294	ビンゴゲーム等の賞品購入
運営関係費	73,452	消耗品等
計	252,600	

(A4)

令和7年度「ふれあい広場フェスティバル実行委員会」名簿

2025/4/1

氏 名	所属団体・職名	備 考
■■■■■	■■■■町内会顧問	
原 正美	■■■■町内会会長	委員長
■■■■■	■■■■町内会副会長(防災部長兼任)	副委員長
■■■■■	■■■■町内会副会長(公報部長兼任)	
■■■■■	■■■■町内会副会長(会計兼任)	委員・会計
■■■■■	■■■■町内会総務部長	
■■■■■	■■■■町内会防犯部部長	
■■■■■	青少年指導員	
■■■■■	スポーツ推進委員	
■■■■■	■■■■町内会交通部部長	
植木 務	■■■■町内会消防団代表者	
小野塚敦子	■■■■町内会子供会会長	
■■■■■	■■■■町内会婦人部部長	
西城戸 剛	■■■■町内会シニアクラブ(■■■■■)会長	
■■■■■	部落解放同盟神奈川県連合会横浜市協議会	
関 寅明	全日本同和会神奈川県連合会横浜支部	

ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付要綱

制定 平成 18 年 3 月 31 日 市人第 10132 号 (局長決裁)

最近改正 令和 6 年 3 月 15 日 市人第 1092 号 (局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、同和問題の解決に向けた地域住民の交流を促進することを目的として、ふれあい広場において交流事業を実行する団体に対して、予算の範囲内で事業の一部を補助することについて、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

(補助事業者等)

第 3 条 この要綱における補助事業者等は、ふれあい広場フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(対象経費)

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、実行委員会の行う事業で、ふれあい広場でのフェスティバルの実施に関する活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金の交付申請書の提出期日は、4 月末日とする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付申請書（第 1 号様式）、以下「交付申請書」という。）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 交付対象事業収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 今年度の事業計画書（第 4 号様式）
- (4) 今年度の事業収支予算書（第 5 号様式）
- (5) 前年度の事業報告書（第 6 号様式）
- (6) 前年度の事業収支決算書（第 7 号様式）
- (7) 役員名簿
- (8) 会則

3 交付申請書を提出後、申請内容に変更が生じたときは、実行委員会は速やかに市長にその内容を届け出なければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定し、ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付決定通知書（第 8 号様式、以下「交付決定通知書」という。）又はふれあい広場フェスティバル事業補助金不交付決定通知書（第 9 号様式）を交付するものとする。

2 補助金規則第 7 条第 4 号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて交付する条件は次のとおりとす

る。

- (1) 事業の執行にあたっては、事前に本市との十分な連携・調整を図ること。
- (2) 補助金は、実行委員会事業に使用し、他の事業に流用しないこと。
- (3) 虚偽又は不正な方法で補助金の交付を受けたときには、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあること。
- (4) 補助金の使途について、必要があるときは、調査を行うことがあること。
- (5) 事業終了後30日以内に、実績報告に関する書類を提出すること。
- (6) 精算の結果、剰余金が生じたときは、前号の書類を提出する際にその金額を返還すること。

(補助金交付の時期の例外)

第7条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合
- (2) 補助金の交付は、一括前金払とすることができる。

(補助金交付の請求及び支出)

第8条 補助金の請求及び支出については、横浜市会計規則（令和6年3月横浜市規則第26号）に定めるところによるものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を請求するときは、ふれあい広場フェスティバル事業補助金請求書（第10号様式）に交付決定通

知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（申請の取下げの期日）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから30日後の日とする。

（実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 ふれあい広場フェスティバル事業完了報告書（第11号様式）及び交付対象事業報告書（第12号様式）

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類 交付対象事業収支決算書（第13号様式）

（関係書類の保存期間）

第11条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（書類の閲覧）

第12条 実行委員会及び市長は、第5条、第6条及び第10条に定める書類又はその写しを、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う期間は、補助金を交付した日から2年間とする。ただし、第10条に規定する書類（領収書等経費の支出を証する書類を除く。）又はその写しについては、当該書類を市長に提出した日から2年間とする。

3 第 1 項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	実行委員会	市長
閲覧場所	実行委員会の事務所又は 実行委員会が指定した場 所	市民局人権課
閲覧時間	実行委員会が指定した時 間	月曜日から金曜日までの 午前 8 時 45 分から正午ま で及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで。休日及び 年末年始を除く。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付要綱の廃止)

ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付要綱（平成 13 年 3 月 30 日市同第 130 号）は、平成 18 年 3 月 31 日限り廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ふれあい広場フェスティバル実行委員会会則

(名称)

第1条 本会の名称は、ふれあい広場フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 地域交流の促進を願う地元の熱い気持ちを背景として、ふれあい広場を中心に地域交流イベントを地元代表が参画する実行委員会組織で計画・立案・実行していく。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)ふれあい広場フェスティバルの実施計画の策定に関すること
- (2)ふれあい広場フェスティバルの実施に関すること
- (3)予算・決算に関すること
- (4)その他、ふれあい広場イベントの実施に関し必要な事項

(委員等)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- ① 町内会顧問（前町内会会長）
- ② 町内会相談役
- ③ 町内会会長
- ④ 町内会副会長
- ⑤ 氏子総代
- ⑥ 町内会会計
- ⑦ 町内会総務部長
- ⑧ 町内会防犯部部長
- ⑨ 青少年指導員
- ⑩ スポーツ推進委員
- ⑪ 交通部長
- ⑫ 消防団代表者
- ⑬ 子供会代表者
- ⑭ 婦人会代表者
- ⑮ 老人クラブ代表者
- ⑯ 同和関係団体代表者

2 委員長は必要に応じて、委員会の会議に関係者を出席させることができる。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
会計	1名

(役員の選出)

第6条 第5条に定める役員は委員の互選により、これを選出する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 委員長は委員会を代表し会務を統括する。
- ② 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 会計は委員会の経理事務を行う。

(実行委員会)

第8条 実行委員会は、最高議決機関とし、委員全員で構成する。

2 実行委員会が必要に応じ、委員長が招集し、議長となる。

3 実行委員会は、第3条の事項については、出席委員の過半数の賛成を得て議決する。

(会計)

第9条 委員会の経費は、寄附金その他の収入をもって充てる。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、委員会の議決を得てこれを定めることができる。

付 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

この会則は、平成14年5月9日から施行する。

この会則は、平成17年4月18日から施行する。

この会則は、平成18年4月17日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

起 案 用 紙

作成課
市民局※人権課

令和 7年 4月28日起案又は供覧	決裁者 課長	文書番号 市人第118号	
令和 7年 4月30日決裁又は供覧済み	作成年度 令和 7年度	保存期間 5 年	廃棄年度 令和13年度

文書分類
支出命令書

件名
20250523-992600301-支出命令-1-0029556-1818(令和7年度ふれあい広場フェスティバル
事業補助金)

特記事項

起案者 [REDACTED]	電話番号 671-4193		文書主任	公印承認 箇所数 (個)
-------------------	------------------	--	------	------------------

回議ルート

[1] 人権課 [REDACTED] 起案済	[2] 人権課担当係長 阿部 恵冬 承認済	[3] 人権課 [REDACTED] 承認済	[4] 人権課担当係長 関口 温子 審査承認済	[5] 人権課長 佐々井 正泰 承認済
[6] 審査課 [REDACTED] 承認済	[7] 審査課担当係長 福嶋 礼子 承認済	[8] 審査課長 富澤 理子 承認済		

起 案 用 紙

本文

1 趣旨

支出命令書29556について支出します。

(令達元所属 2600301000 市民局人権課)

2 請求書受理担当者氏名

■■■■■

支出命令書

令和 7年 4月28日

支出命令額		¥50,000	支出命令未済額	¥0
控除命令額		¥0	負担行為番号	19446
差引支払額		¥50,000	支出区分 支払方法	前金払 口座振替払 (通常)
市区別	99 本市		検査確認日	令和 7年 4月24日
執行局区	2600000000 市民局		支払予定日	令和 7年 5月23日
執行所属	2600301000 市民局人権課		請求書受理日	令和 7年 4月24日
予算所属	2600301000 市民局人権課		通帳記載 (請求書番号等)	杉ヨキソ
会計	01 一般会計		指定日払 合算払 最終支払	
予算区分	1 現年			
事業番号	0005030 人権施策推進事業－〇〇31 同和対策事業費			
節内訳番号	0102501 補助金（運営費、事業費補助） ふれあい広場フェスティバル事業			
款	03 市民費			
項	01 市民行政費			
目	02 人権施策推進費			
事業	0239 人権施策推進事業			
	0003 同和対策事業費			
	0002 〇〇31 同和対策事業費			
	01 同和対策事業費			
節	18 負担金補助及び交付金			
細節	18 補助金（運営費、事業費補助）			
細々節	000028 ふれあい広場フェスティバル事業補助金			

摘要	令和7年度ふれあい広場フェスティバル事業補助金
----	-------------------------

債権者 住所	神奈川県横浜市金沢区[redacted]町内会館	受取人 神奈川県横浜市金沢区[redacted]町内会館
名称	ふれあい広場実行委員会 委員長 原 正美	ふれあい広場実行委員会 委員長 原 正美
振込先		[redacted] [redacted] [redacted]

令和 年 月 日

名称

ふれあい広場フェスティバル事業補助金請求書

令和 7年 4 月24日

横浜市長

(申請者)

住所又は所在地

横浜市金沢区
町内会館内

団体名代表者

ふれあい広場フェスティバル実行委員会
委員長 原 正美 印

請求金額 ￥ 50,000. -

ふれあい広場フェスティバル事業補助金について、上記の金額を請求します。

フリガナ			
口座名義人			
振込先			
種目		口座番号	

(※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。)

上記名義人の口座へ振込願います。

代表者氏名

印

(留意事項)

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

市 人 第 37 号
令和7年4月18日

ふれあい広場フェスティバル実行委員会
委員長 原 正美 様

横浜市長 山中 竹春

ふれあい広場フェスティバル事業補助金交付決定通知書

令和7年4月3日に申請のありましたふれあい広場フェスティバル事業に対する補助金については、次の条件を付けて交付します。

- 1 支払方法、交付金額及び交付時期
支払方法については前金払いとする。

¥50,000. -

交付時期
令和7年5月23日までに交付します。

2 交付条件

- (1) 事業の執行にあたっては、事前に本市との十分な連携・調整を図ってください。
- (2) この補助金は、ふれあい広場フェスティバル事業に使用し、他の事業に流用しないでください。
- (3) 虚偽又は不正な方法で補助金の交付を受けたときには、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (4) この補助金の使途について、必要があると認めたときは、調査を行うことがあります。
- (5) 事業終了後30日以内に事業完了報告書に事業報告書、事業収支決算書及びその他必要な書類を添付し、提出してください。
なお、精算の結果、剰余金が生じたときは、事業完了報告書を提出する際にその金額を返還してください。

(A4)

支 払 済 書

支出命令番号 29556

支払金額	¥50,000
------	---------

支払日 令和 7年 5月23日

横浜市（区）会計管理者